

# 文京区中高層共同住宅等エレベーター閉じ込め対策費用助成金交付要綱

平成25年4月1日24文総防第679号区長決定  
令和3年3月22日2020文総防第844号一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱（56文建管発第292号）第2条第1項第2号の表の用途地域の区分に応じ、同表の規模の欄に掲げる規模の建築物のうち、共同住宅等であるもの（以下「中高層共同住宅等」という。）の管理者に対し、エレベーターの閉じ込め対策の実施に係る経費を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、中高層共同住宅等を管理する団体又は個人であつて、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 当該年度に防災訓練を実施すること。
- (2) この要綱により助成金の交付を受けた実績がないこと。

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象経費は、飲料水、保存食、簡易トイレ、救急用品、これらを格納するキャビネットその他のエレベーターの閉じ込め対策に必要な物資（以下「エレベーター閉じ込め対策物資」という。）の購入に係る経費とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の交付額は、エレベーター閉じ込め対策物資の購入に要する経費とし、3万円を限度として、予算の範囲内で定める。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、文京区中高層共同住宅等エレベーター閉じ込め対策費用助成金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 助成金執行計画書
- (3) 見積書の写し
- (4) その他区長が必要があると認めた書類

(交付決定)

第6条 区長は、前条に規定する申請があつた場合は、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めたときは文京区中高層共同住宅等エレベーター閉じ込め対策費用助成金交付決定通知書（別記様式第2号）により、交付することが適当でないと認めたときは文京区中高層共同住宅エレベーター閉じ込め対策費用助成金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、助成事業を完了したときは、速やかに文京区中高層共同住宅等エレベーター閉じ込め対策実績報告書（別記様式第4号）に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 領収書の写し
- (4) その他の区長が必要があると認めた書類  
（助成金の額の確定）

第9条 区長は、前条に規定する実績報告を受けた場合は、その内容を審査の上、交付する助成金の額を確定し、文京区中高層住宅等エレベーター閉じ込め対策費用助成金額確定通知書（別記様式第5号）により、交付決定者に通知する。

（助成金の請求）

第10条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、速やかに区長に助成金の交付を請求しなければならない。

（助成金の支払）

第11条 区長は、前条の規定により助成金の交付の請求があったときは、文京区会計事務規則（昭和39年4月文京区規則第9号）に基づき、交付決定者に対し速やかに助成金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を事業の目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

（助成金の返還）

第13条 区長は、前条の規定により助成金の全部又は一部を取り消した場合で、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（補則）

第14条 この要綱に定めがあるものを除くほか、助成金の交付については、文京区補助金等交付規則（昭和49年12月文京区規則第44号）の定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。